

平成30年3月文京区議会臨時議会提案事項

【平成30年3月30日】

1 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4562頁）

(1) 提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改正に伴い、共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) オペレーターに関する基準の緩和（第7条）

(イ) 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和等（第40条）

イ 夜間対応型訪問介護

オペレーターに関する基準の緩和（第48条）

ウ 地域密着型通所介護

(ア) 共生型地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の新設（第60条の20の2及び第60条の20の3）

(イ) 指定療養通所介護事業所における利用定員の見直し（第60条の25）

エ 認知症対応型通所介護

・ 共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直し（第66条）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限を、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり12人以下となる数とする。

オ 認知症対応型共同生活介護

指定認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置の追加（第118条）

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の身体的拘束等の適正化を図るための措置の追加（第139条）

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(ア) 指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置の追加及び緊急時等の対応の義務付け（第159条及び第167条の2）

(イ) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化を図るための措置の追加（第184条）

ク 看護小規模多機能型居宅介護

(ア) 指定の対象を追加（第4条）

(イ) 指定に関する設備の基準の緩和（第197条）

(ウ) サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準の新設（第193条、第194条及び第196条）

ケ 介護医療院の創設による基準の見直し

新たな介護保険施設として介護医療院が創設されることに伴い、協力医療機関等に介護医療院を追加するなどの見直しを行う。（第104条、第113条、第131条、第194条等）

コ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日

2 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4119頁）

(1) 提案理由 保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に合わせて保険料率等を改定する。

(ア) 保険料率等の改定（第15条の4、第15条の12及び第16条の4）

・基礎賦課額

所得割 100分の7.47 → 100分の7.32

均等割 38,400円 → 39,000円

・後期高齢者支援金等賦課額

所得割 100分の1.96 → 100分の2.22

均等割 11,100円 → 12,000円

・介護納付金賦課額

所得割 100分の1.35 → 100分の1.33

※ 介護納付金賦課額の均等割は、改定なし。

(イ) 保険料から減額する額の改定（第19条の2）

所得が一定額以下の場合に行う保険料の減額について、保険料率等の改定に伴い、減じる額を改める。

・7割減額

基礎賦課額 26,880円 → 27,300円

後期高齢者支援金等賦課額 7,770円 → 8,400円

・5割減額

基礎賦課額 19,200円 → 19,500円

後期高齢者支援金等賦課額 5,550円 → 6,000円

・2割減額

基礎賦課額 7,680円 → 7,800円

後期高齢者支援金等賦課額 2,220円 → 2,400円

※ 介護納付金賦課額から減じる額は、いずれも改定なし。

イ 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額等を改める。

(ア) 保険料賦課限度額の改定（第15条の8及び第19条の2）

・基礎賦課限度額

540,000円 → 580,000円

※ 後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は、改定なし。

(イ) 保険料軽減対象の拡大（第19条の2）

(2)ア(イ)の5割減額を行う基準について被保険者の数等に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割減額を行う基準について被保険者の数等に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げる。

ウ 国民健康保険事業費納付金及び国民健康保険保険給付費等交付金の創設に伴い、基礎賦課総額等の算定方法を見直す。（第14条の3、15条の9及び16条）

エ 国民健康保険運営協議会の名称を国民健康保険事業の運営に関する協議会に変更する。（第2条）

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成30年4月1日